

国大協企画第 39 号
平成 22 年 3 月 31 日

文部科学大臣 川 端 達 夫 殿

社団法人 国立大学協会
会 長 濱 田 純 一

教員の資質向上に関する意見把握について(回答)

平成 22 年 1 月 21 日付けで照会のありました標記について、別添のとおり意見を提出いたします。

本件照会先 社団法人 国立大学協会 企画部 遠 藤 電話:03-4212-3513 Fax:03-4212-3519 E-mail: chosa@janu.jp

教員の資質向上について（意見）

社団法人 国立大学協会

1. 教員に求められる資質能力について

- 養成段階、採用段階における教員に求められる資質能力として、
 - ・ 教員としての自覚（倫理観と持続的な自己学習・自己研鑽力）及び使命感・責任感
 - ・ 教科指導力（学習計画の立案を含めた教科等の授業づくりとそれを進行させるための能力）及び豊かな学びを創造する能力
 - ・ 児童・生徒に対する共感的理解力、個と集団のバランスのとれた学級を経営する能力及び組織・チームで仕事を行うマネジメント・マインドとチーム行動力
 - ・ 教職員・保護者との円滑なコミュニケーションを行う能力
 - ・ 授業以外の場面における基礎的な指導能力といった能力が求められる。
- 現職段階にあっては、上記の資質能力を高め続けるとともに、強い意志を持ち、自身の教育に関する実践を同僚等と協力しつつ、個人レベル、教員集団レベルで改善し続ける態度が求められる。

2. 大学の教員養成課程の在り方について

（1）養成カリキュラムについて

- 教員には、幅広い教養と高度で専門的な知識技能、論理的思考力等を身につけた多様な人材が求められており、大学教育による開放制教員養成は、その方針に寄与していると考えられる。しかしながら、大学が安易な免許取得の場とならないよう養成課程のカリキュラム内容や規模、教授する教員の在り方を検討するとともに、課程認定に基づいて行われる各大学の科目体系、個々の授業科目の内容が、今日及び将来の学校現場に求められる教員としての基礎的な資質能力を修得するにふさわしいものとなっているかどうかの点検・精査が必要である。
- また、現行の教育職員免許法に定められている「教科に関する科目」の内容は、学習指導要領で提示されている教科内容と関連付けられる必要があるが、大学における現状では、児童・生徒に期待されている学習成果と関係の薄い科目も「教科に関する科目」として多く位置づけられているのではないかと危惧する。「教科に関する科目」等の位置付けや役割を明確にし、科目区分と必要単位数の妥当性を見直すとともに、教科教育の一層の強化・充実に向けたカリキュラム編成が不可欠である。
- 実践的指導力を修得するために教育実習等は有意義であり、そのためには十分な準備が必要であるが、時間等にゆとりが持てないことから、教科や教職の専門性が中途半端なままで卒業する教員が生じかねない。こうした問題に対し、新任教員を指導能力のある教員と同じ学校に配置しメンター制度を確立するなどの校内研修の拡充や、教育理論と実践がスパイラルに組み合わせられていくカリキュラムを備えた養成課程の構築等を含めて、適切な修学年限について慎重な検討をお願いしたい。
- 教員免許を取得せずに大学院に進学した者のうち、教員になるための強い意欲や優れた資質

を持つ者について、教員免許を取得することができる仕組みづくりなど（そのための大学院の整備や附属学校の積極的な活用、優秀なポストクが教員として就職できる方策など）について精力的な検討を行うべきである。

（２）大学の組織体制の在り方について

- 教育実習校、教育委員会及び大学の連携協力体制づくりに向け、実質的な共同関係を構築するため、スタッフを確保した上、恒常的に連携してプロジェクトを企画、展開できる組織を設置することは大変重要である。
- 教員の質の高度化に求められるこれらの組織体制の整備・充実とともに、大学・大学院における教職科目担当教員の質・量を併せた拡充が欠かせない。また、これらの関連経費については、「教育は国家百年の計」と言われるように、国が十分に責任を持つべきである。

（３）質の保証について

- 教員養成課程の学生に対して、教授する教科の内容に対する理解度を十分に深める講義が整えられる必要がある。併せて、「教科に関する科目」の講義内容や方法、役割を再検討した上で、各大学で弾力的な科目設定が行えるよう、課程認定基準における必要専任教員数の規定を見直すべきである。
- 教員養成に関する研究成果が、養成段階のカリキュラム構成や講義の内容に反映されるようなFDの推進が必要であり、そのためには、教職関連科目担当教員の資格条件の厳格化も検討するべきである。
- 教員養成の質の保証は、教師教育に関連した研究の推進と不可分であることから、教員養成に関わる研究を推進するシステムづくりも検討する必要がある。
- なお、評価に関しては、人的、財政的な保証を担保した上で、課程認定の事後評価・確認制度や、卒業生への追跡調査を含めたきめ細やかな評価制度、養成段階ごとの達成度評価の確立導入などが考えられる。

（４）教育委員会の役割について

- 教育委員会が一定の役割を担うためには、教育委員会及び大学が自由に教員養成について論じ合えるような制度的・条件的な整備が必須となる。とりわけ、教育委員会に求められるのは、学校教育現場での体験学習や教育実習におけるコーディネーターとしての役割である。現在これらは個々の大学が担っているが、様々な問題を抱える公教育の現場との調整においては、教育委員会担当者との協働が欠かせない。
- 教育委員会は、各学校における良質な学校教育の保証・提供に向けた人的配置及び予算措置を行う機能や、各地域の学校現場や教育行政の動向などの必要な情報の収集・提供の拠点としての機能をさらに充実することが求められる。

3. 現職教員の資質向上の在り方について

- 同一教科担当教員による日常的な相互の授業参観、研究授業等の研修は効果的であり、保護者や外部指導者等との交流の場は、教員としての成長が促される良い機会となり得る。

- 教員免許状更新講習は、現職教員が幅広い最新の知識技能等を修得できる場となり、大学にも学校現場の実情を把握し教員養成に活用できることから、一定の成果を得たと考える。今後も、現場の様々な年齢層の学校教員が、少ない負担により円滑に大学で受講できる環境づくりに力を入れることが肝要であるが、大学教員は人員削減や評価制度の導入等で著しく疲弊している。このため、研修の場をこれ以上大学に求める場合には、人的な保証が必須の条件となる。
- 教員が学校現場と異なる環境で研修を受ける機会を整えることは有効であるが、現行の教員免許更新講習における必修と選択の枠組みについては、現職教員の質の確保の観点から再検討が必要と考える。ここでいう「質」とは何か、従来の「研修」との差異は何か、明確にする必要がある。
- 10年経験者研修は教員としての資質の向上を目指すものであるが、教員免許更新制度が教員としての質の担保のみならず、資質の向上をも目指すものであるならば、両制度の役割をそれぞれ見直す必要があると考える。
- 現職教員の資質向上には、学校内のみならず、学校外の様々な教員との交流・啓発・学習機会の確保とともに、美術館や博物館等の社会教育施設と連携した地域の特色を活かした研修プログラムの開発と履修、大学や学術学会等と連携した先端的・継続的な学習機会の充実が求められる。また、これらの研修を実現する制度の確立と人的・財政的な支援が必須である。

4. その他

- 国立の教員養成系大学・学部は、都市圏に限定されることなく全国に設置され、家庭の経済背景や居住地域により左右されることなく、高等教育の機会均等を保障し、優秀な教員を安定的に輩出している。また、課程認定を受けた一般の大学・学部においては、専門性の高い教員の養成に寄与している。国は、国民一人一人が引き続き質の高い教育を受けることができるよう、今後、国立大学が果たしているこうした役割を維持し、そのために必要な支援をしていく必要がある。
- 教員に優秀な人材を確保するためには、その職に対する社会的な評価や適切な待遇が不可欠である。この点は、今後も十分な検討を必要とされ、教員養成システムの改善には、教員の社会的地位の安定に向けた取り組みと一体となっていくべきである。教員免許取得に対応した就職や社会的地位が保証されなければ、教員希望者の増加は期待できない。また、養成人数や採用人数が年度によって激変することは安定的確保の観点から好ましくないため、安定的な教員採用・配置の在り方に向けた方策が期待される。
- 一方で、教員採用試験においては、採用試験問題を学校において求められる資質能力が確認しやすい問題群に改善していくことが肝要である。現状においては、大学で提供されている知識技能と、教員採用試験で問われている知識技能、さらには学校現場で求められている知識技能の間には、それぞれギャップが存在していると思われるため、この溝を埋めていく仕組みが必要となる。
- 都道府県の採用試験においては、学校現場の実際の指導場面など、受験者が修得してきた教授能力を総合的に評価できるような試験方法により、教育委員会が主体的に行うべきである。
- 教員の資質向上には、直接的には教員養成の在り方が関わるとしても、学校現場や教育現場と広く密接に関わっていることから、それらを含めた総合的な改善を推し進める必要がある。